

## 不燃・大型ごみ を出す日

### ◇資源ごみ

7日（第1火曜日）

### ◇小型プラスチックごみ

14日（第2火曜日）

### ◇燃えないごみ

21日（第3火曜日）

### ◇燃える大型ごみ

28日（第4火曜日）

☆ごみの分別で分からないことがある場合は、環境衛生課までお問い合わせください。

## 御坊広域清掃センター 「直接持込」

### ◇平日

8：30～16：20

- ・当日に「許可証」発行しますのでごみを積んだ状態で市役所にお越しください。
- ・許可証発行受付は16時まで

### ◇休日【8月26日(日)】

8：30～11：30

- ・1週間前から「許可証」発行※許可証は市役所で発行します。

## クリーン大作戦 ごぼう

日時 8月26日(日)

7：30～10：00

小雨決行(大雨の場合は中止)

※決められた集積場所まで運んでください。

**清掃範囲** 各町内会(区)の道路等に散乱している空缶・空瓶・ペットボトル

※家庭のごみは、絶対に出さないでください。

## 環境衛生課

☎0738-23-5506

## 8月中に提出を！ 児童扶養手当「現況届」

児童扶養手当を受給している方は、毎年8月中に現況届を提出していただくことになっています。

児童扶養手当とは、父または母と生計が同じでない児童について、生活の安定と自立を図るため、手当を支給する制度です。

なお、児童扶養手当の現況届の提出がないと、引き続き児童扶養手当を受けることができません。

また、2年間提出がない場合は、受給資格がなくなりま

すのでご注意ください。  
【対】 次のような状態にある児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定の障がいのある児童）を養育している父や母、

または父母に代わって養育している方です。

① 父母が婚姻を解消した後、父または母と別れて生活をしている児童

② 父または母が死亡した児童

③ 父または母が一定の障がいの状態にある児童

④ 父または母の生死が明らかでない児童

⑤ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

※この他にも支給要件があります。また、支給に関して所得制限等があります。

### 現況届提出期間

8月1日(水)～31日(金)

8時30分～17時15分

(土・日曜日、祝日を除く)

※8月17日(金)、24日(金)は19時まで受け付けをします。

※所得制限により手当が全部停止になっている方も届出が必要です。

【申・問】 社会福祉課福祉児童係  
☎0738・23・5508

## 火災予防について

火災のほとんどは、ちょっとした不注意から発生しています。

コンロにてんぷら油をかけたまま電話などに気をとられたり、お盆時期のローソクや線香などが原因となる火災の危険が高まります。

火の取扱いに注意して、火災を出さないようにしましょう。

◆てんぷら油等による火災に注意

コンロのそばを離れない。  
コンロから離れる時は、火を消すこと。



◆仏壇のローソク、線香の転倒に注意

ローソク立てに水分があると危険です。  
衣類や座布団などへの着火を防止する。

◆花火をするときの注意

花火を人や家に向けたり、燃えやすい物のそばで遊んだりしない。  
水バケツを用意して遊び終わったら必ず水につける。



火の用心はみんなの務め、火の元を必ず確かめましょう。

【問】 市消防本部

☎0738・22・0800

火事・救急・救助は、119

災害情報ダイヤル(音声案内)

☎0738・22・0119

## 市の斎場へのお供え物は持込み禁止です!!

毎年、お盆になると、斎場にお供え物が持ち込まれることがあり、処理に困っています。

斎場は、火葬業務を行うところです。お供え物の持ち込みはできませんので、ご理解・ご協力をお願いします。

【問い合わせ】 環境衛生課 ☎0738-23-5506

